

## 公告第 12 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 4 月 15 日

郡山市長 品川 萬里

### 第 1 公募型プロポーザルに付する事項

- 1 募集事業 (1) 旧郡山市立栃山神小学校活用事業者  
(2) 旧郡山市立月形小学校活用事業者
- 2 公募内容 旧郡山市立栃山神小学校・旧郡山市立月形小学校活用事業者公募要項（以下「公募要項」という。）のとおりに従うこと。

### 第 2 応募資格

- 1 応募資格を有する者は、次に掲げる事項を全て満たす法人格を有する団体又は法人格を有する複数の団体からなるグループとする。ただし、本市と契約を締結するまでの間に、法人格を取得することを前提とする個人での応募も認める。
  - (1) 活用事業期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ計画の実現について過去の経歴及び実績又は同等の実行力並びに社会的信用を有する者であること。
  - (2) 役員等又は本人が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する職員に該当しない者であること。
  - (4) 市税等の滞納がない者であること。
  - (5) 役員等又は本人が、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - (7) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定による政治団体及び宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定による宗教団体でないこと。
- 2 法人格を有する複数の団体からなるグループとして応募する場合は、次に掲げる事項に注意すること。
  - (1) 代表の団体を設定することとする。
  - (2) 全ての構成員が前項に定める応募資格の全てを満たしていることとし、応募資格を満たさない団体が含まれるグループは応募不可とする。

(3) 同一の応募者が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とする。

### 第3 公募要項及び様式の入手方法

公告日から令和6年5月31日(金)まで担当部局で直接配布するほか、郡山市ウェブサイトからダウンロードすることができる。ただし、直接配布の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

「郡山市ウェブサイトーしごと・産業ーファシリティマネジメントー資産活用ー旧栃山神小学校・旧月形小学校の活用事業者を募集します。」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/26/108322.html>

### 第4 担当部局

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市財務部公有資産マネジメント課

TEL 024-924-2051 FAX 024-931-3245

### 第5 公募申込書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和6年5月17日(金) 午後5時15分まで
- 2 提出先 郡山市役所本庁舎2階 郡山市財務部公有資産マネジメント課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とし、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかにより、提出期限までに提出先へ到着したものを有効とする。

### 第6 優先交渉権者の決定

旧郡山市立栃山神小学校・旧郡山市立月形小学校活用事業者選定審議会設置規程に基づき設置する審議会において、公募要項で定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、その結果に基づいて本事業の優先交渉権者及び次順位者を決定する。

### 第7 契約締結

- 1 市は、優先交渉権者と契約に向けて協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。  
なお、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな優先交渉権者とし、協議を行う。
- 2 契約保証金については、公募要項による。
- 3 支払いについては、公募要項による。

### 第8 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 公募申込み及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- 3 提出された書類は返却しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 その他必要な事項は、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)及び公募要項による。